

3 形態観察

3.1 光学顕微鏡による同定

(1) 概要

この試験法は植物質又は動物質有機物を含む肥料に適用する。

光学顕微鏡を用いて **2.4 アルカリ処理** 又は **2.5 酸処理** により得られた試験用試料(残留物)の組織及び細胞の形状、構造及び色調を観察する。

備考 1. 植物質、動物の骨等を同定する場合はアルカリ処理により得られた試験用試料(残留物)を用いる。
また、動物質等の同定をする場合は酸処理により得られた試験用試料(残留物)を用いる。

(2) **装置** 装置は、次のとおりとする。

a) **光学顕微鏡** JIS B 7153 に規定する測定顕微鏡

(3) **同定** 同定は、次のとおり行う。

- a) 試験試料⁽¹⁾をスライドガラスに乗せ、カバーガラスをかけてプレパラートを作製する。
- b) プレパラートを光学顕微鏡で観察する。
- c) 既知の試料又はその写真と比較し、観察した物質を同定する。

注(1) 2.4 又は 2.5 で得られた試験用試料(残留物)から採取した試験試料。

3.2 肉眼又は実体顕微鏡による同定

(1) 概要

この方法は肥料及び肥料原料に適用する。

肉眼又は実体顕微鏡を用いて試料の形状、色沢及び光沢を観察する。また、実体顕微鏡を用いて **2.4 アルカリ処理**又は **2.5 酸処理**により得られた試験用試料(残留物)の組織及び細胞の形状、構造及び色調を観察する。

備考 1. 植物質、動物の骨等を同定する場合はアルカリ処理により得られた試験用試料(残留物)を用いる。また、動物質等の同定をする場合は酸処理により得られた試験用試料(残留物)を用いる。

(2) 装置 装置は、次のとおりとする。

- a) **実体顕微鏡** JIS B 7139-1 に規定する双眼実体顕微鏡

(3) 同定 同定は、次のとおり行う。

- a) 試料を肉眼又は実体顕微鏡で観察する。
b) 既知の試料又はその写真と比較し、観察した物質を同定する。

参考 大豆油かす及びその粉末を観察した例を次に示す。



写真1 大豆油かす及びその粉末(試験品)
試験品：現物

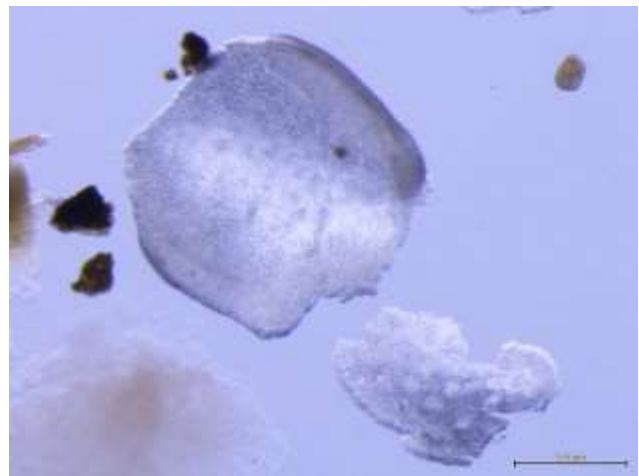


写真2 大豆油かす及びその粉末(試験試料)
試験試料：アルカリ処理残留物

参考文献

- 1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)：肥料鑑定データベース(2020)
< http://www.famic.go.jp/ffis/fert/bunseki/sub9_kanteidatabase2020.html>